

中小企業・小規模事業者への緊急支援について（案）

令和2年5月1日開催予定の臨時会に向けて、現在検討中の主な施策は次のとおりです。

- (1) **融資制度の拡充について** ～金融機関と連携した事業者の資金繰り応援～
 国の資金繰り支援による県の制度融資に係る信用保証料の上乗せ補助、利子補給を行う。

【国の制度】対象者・対象額

個人事業主 売上5%以上減 保証料ゼロ・無利子 (当初3年)
 中小・小規模事業者 売上15%以上減 保証料ゼロ・無利子 (当初3年)
 中小・小規模事業者 売上5%以上減 保証1/2・—
 →信用保証料1/2、利子 (当初3年) の自己負担分を市から補助

- ・対象者：売上5%以上減の中小・小規模事業者
- ・融資上限額：3,000万円（利息1.5%以内）
- ・保証料：1/2補助（国1/2） ・利子補給：当初3年分

担当課 産業政策課 924-2251

- (2) **事業再開応援家賃等助成金** ～事業再開を目指す事業者の支援～

事業再開を目指す休業事業者の支援のため、R2.3.31付け国土交通省の「テナント賃料の支払いについての柔軟な措置の要請」等に基づき、家賃を減免した不動産事業者等に対し補助を行う。

- ・対象者：4月以降に休業している事業者（主に飲食・サービス業等）に対し家賃等を減免又は猶予した不動産事業者又は所有者
- ・補助額等：①減免した場合 家賃等の減免額の4/5
 1事業所 上限10万円/月 対象期間：最長3か月
 ②猶予した場合 1事業所 1万円

担当課 産業政策課 924-2251

- (3) **雇用調整助成金の上乗せ助成及び申請手数料の補助**

国の雇用調整助成金の上乗せ助成を行うとともに申請手数料の補助を行う。

- ・対象者 ①郡山市に事業所がある中小企業者又は個人事業主であること。
 ②国の雇用調整助成金で福島労働局の支給決定を受けていること。
 ③郡山市税の滞納がないこと。郡山市に事業所がある中小企業者又は個人事業主であること。
- ・助成金額 国の雇用調整助成金に上乗せ助成
 1事業者あたり上限 100万円/年
 申請手数料の補助 1事業者あたり上限 10万円/年

担当課 雇用政策課 924-2261